

第9期 南伊勢町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画



令和6年3月
南伊勢町

1 計画策定の趣旨

南伊勢町では、令和3年3月に策定した「第8期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、基本理念である「“いつまでも元気に笑顔で暮らそう このまちで” ～つながる・寄り添う・支え合う～」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。

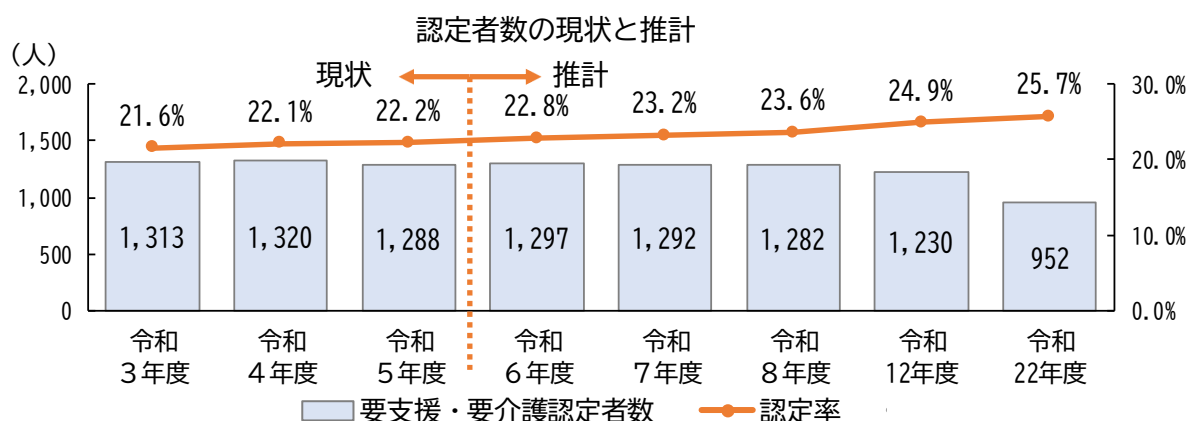
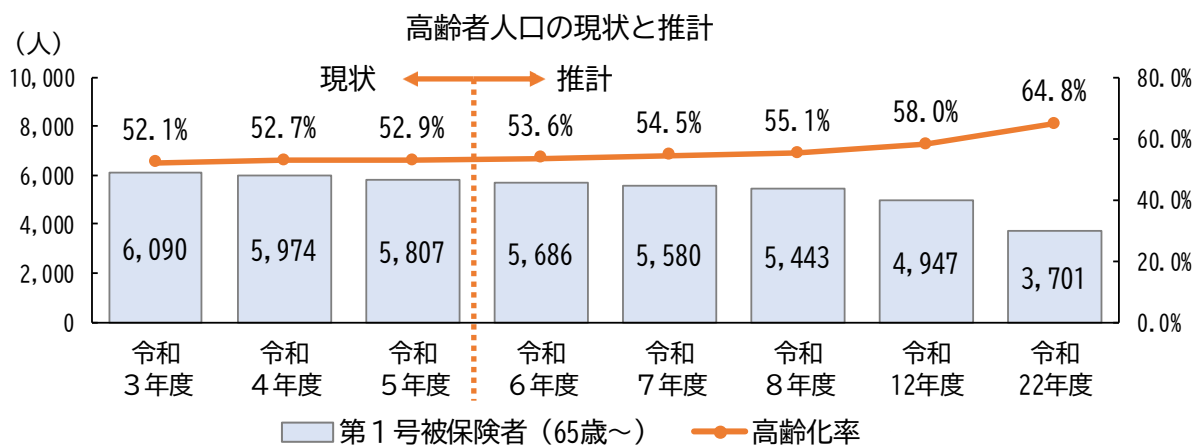
この度、第8期計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
				<令和22(2040)年までの見通し>				
第8期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第10期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		

3 南伊勢町の現状と推計



4 南伊勢町の現状と主な課題

現状

- ・健康状態はよいと回答する人が多い
- ・介護予防や健康づくりの活動に参加したい人が少ない
- ・地域づくりの活動に参加したくない人が過半数



主な課題

社会参加を促す機会づくりの推進

- ➡ 1-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ・地域包括支援センターの認知度が上がっているが利用した人は少ない
- ・家族以外で、何かあったときに「隣人・友人」に相談する人が多い



地域共生社会の推進

- ➡ 2-1 相談・情報提供体制の充実
- 2-2 地域包括支援センターの機能強化

- ・今後、町が取り組むべき高齢者の施策として「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」、「外出しやすい道路や施設、交通手段の整備」を求める人が多い



助け合う地域づくりの推進

- ➡ 3-1 身近な地域での生活支援等の充実

- ・認知症の相談窓口を知らない人が多い
- ・認知症の症状の進行に不安を抱いている人が多い



認知症施策の充実

- ➡ 4-1 認知症対策の推進

- ・在宅の高齢者を支えるサービス（デイ、ヘルパー）の充実を求める人が多い



居住系サービスの整備

- ➡ 5-1 介護保険サービスの提供体制の充実

5 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本方針 〕

いつまでも元気に笑顔で暮らそうこのまちで
つながる・寄り添う・支え合う

1 〈介護予防・健康〉
～元気な高齢者を増やします～

1-1 健康づくりの推進

1-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

1-3 高齢者の社会参加の促進

1-4 生涯学習機会の確保

2 〈相談・連携〉
～高齢者の困りごとに寄り添った支援につなげます～

2-1 相談・情報提供体制の充実

2-2 地域包括支援センターの機能強化

2-3 地域包括ケアシステムの連携体制の充実

3 〈生活支援〉
～高齢者を地域で支え合える地域づくりをすすめます～

3-1 身近な地域での生活支援等の充実

3-2 防災・防犯・交通安全対策、感染症対策等の充実

4 〈認知症ケア・権利擁護〉
～高齢者の尊厳を保ち、人権を守ります～

4-1 認知症対策の推進

4-2 権利擁護への取り組みの推進

5 〈介護・医療〉
～適切で持続可能な介護医療体制を充実します～

5-1 介護保険サービスの提供体制の充実

5-2 介護保険事業の円滑な推進と適正な運営

5-3 介護に取り組む家族等への支援

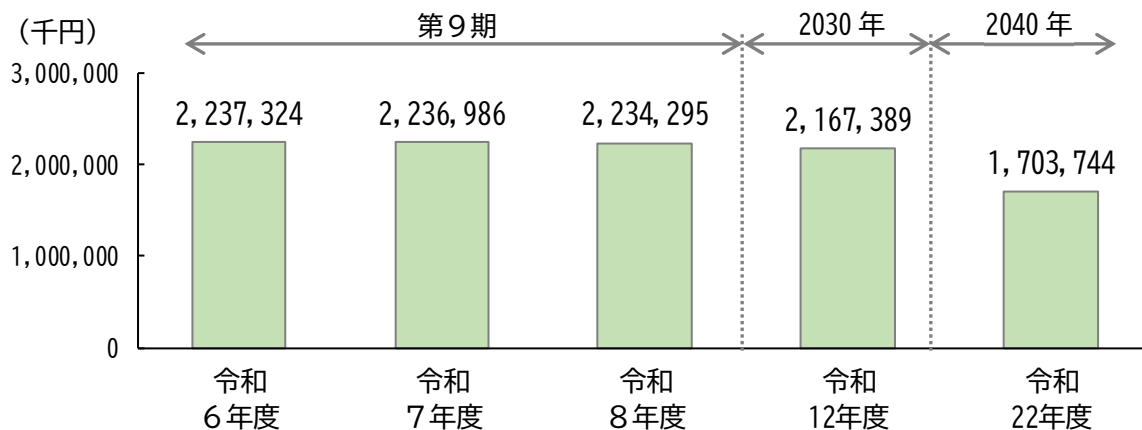
5-4 医療と介護の連携の推進

[重点的な取り組み]

・地域における普及・啓発事業 ・健康相談・健康教育の充実 ・各種健診（検診）の充実	等
・介護予防の地域のリーダーの育成 ・介護予防・日常生活支援総合事業	等
・交流会の充実 ・ボランティア・NPO活動の推進 ・多様な通いの場の拡充	等
・学習機会の充実 ・文化・芸術・スポーツ活動の推進	等
・地域包括支援センターの相談体制の充実 ・介護事業所の相談体制の充実	等
・地域ケア会議の充実 ・地域包括支援センターの適切な運営の促進	等
・多職種連携の強化 ・町内事業所連絡協議会	等
・移動販売等への立ち上げ・運営支援 ・デイサービス送迎車両を活用した移動手段の確保	等
・地域における防災対策の推進 ・災害や感染症対策に係る体制整備	等
・認知症への早期対応の取り組みの推進 ・認知症の相談・支援体制の充実	・認知症サポーターの養成 ・チームオレンジの推進 等
・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） ・成年後見制度利用支援	等
・地域密着型介護（予防）サービスの充実 ・介護人材の確保	等
・介護保険サービス事業所の運営・新規参入支援	等
・ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組	等
・地域の医療・介護の資源の把握	等

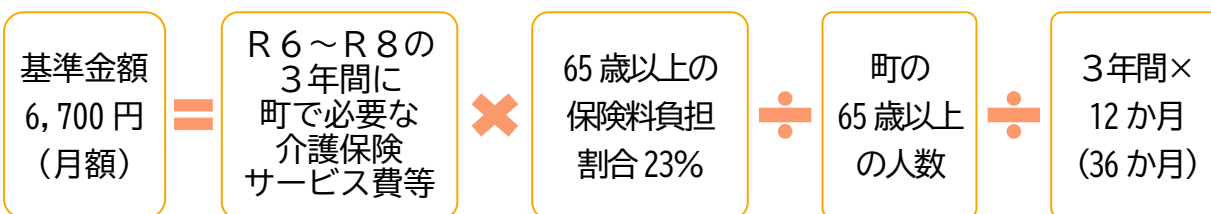
6 介護保険料の算出

① 介護給付費の推計

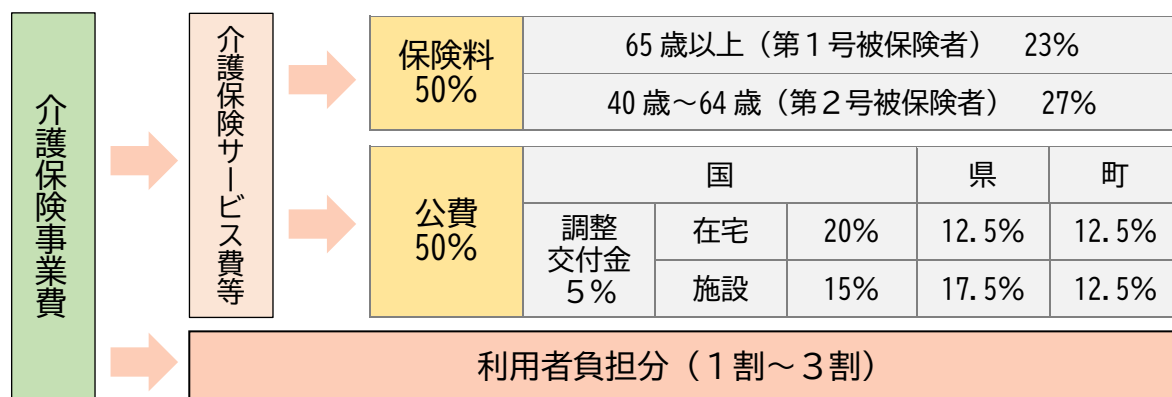


② 介護保険料基準額の算定方法

基準額の算出方法



③ 介護保険制度の財源構成



介護保険サービス費は公費（国・県・町）である税金が50%、65歳以上の方が23%、40歳から64歳の方が27%を負担しています。

介護保険制度は、皆さんの支え合いで成り立っています。制度の安定な運営のために、ご理解いただき、確実に保険料を納めていただきますようお願い申し上げます。

7 所得段階別介護保険料

単位：円

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	36,582 (22,914)	3,048 (1,909)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	55,074 (38,994)	4,589 (3,249)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.690 (0.685)	55,476 (55,074)	4,623 (4,589)
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	72,360	6,030
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.0	80,400	6,700
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	96,480	8,040
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	104,520	8,710
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	120,600	10,050
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	136,680	11,390
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	152,760	12,730
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	168,840	14,070
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	184,920	15,410
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	192,960	16,080

※低所得者の介護保険料軽減措置により第1段階から第3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額となります。

高齢者支援課

●地域包括支援センター

高齢者の生活への不安や介護に関する相談を受けたり、適切な機関につなぐ等の対応をしています。

本人だけでなく、家族や近隣に暮らす方からの相談にも対応しています。相談は無料です。来所できない方は、訪問にも応じますので、お気軽にご連絡ください。

○相談窓口

南勢窓口（役場南勢庁舎内） 南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地
電話番号：0599-66-1162

南島窓口（役場南島庁舎内） 南伊勢町神前浦 15 番地
電話番号：0596-77-0005

○主要内容

●相談に対応します

高齢者やその家族等の心配ごとや困りごと、介護に関する相談などに対応します。

●権利を守ります

高齢者の消費者被害や虐待防止や啓発に努め、必要な支援を行ったり、関係機関と連携します。

●自立した生活を応援します

「要支援1・2」と認定された方および「事業対象者」の方に対して計画書を作成します。また、高齢者の健康寿命（生涯のうち、元気で活動的に暮らすことができる期間）を延ばし、生活の質（QOL）を高め、豊かな人生を目指した「介護予防事業」を実施しています。

●関係機関と連携を図ります

ケアマネジャーが円滑に仕事ができるように相談に応じたり、関係機関との連携や研修の場を設けます。

●介護支援係

介護保険の給付や保険料など、制度に関する相談を受け付けています。

○相談窓口

南伊勢町役場南勢庁舎 南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地
電話番号：0599-66-1709



第9期南伊勢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】
（令和6年度～令和8年度）
発行日 令和6年3月

発行元：南伊勢町 高齢者支援課 介護支援係
住 所 〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
連絡先 TEL：0599-66-1709 FAX：0599-66-1113